

第 1 回精華町国民健康保険病院指定管理者選定委員会

質問に対する回答

(税効果会計について)

質問内容：医仁会令和元年度決算書における法人税等調整額
198,455,173円の内容

回 答：医療法の改正により、平成30年度からは医療法人会計基準に基づき会計処理を行っており、同年度より税効果会計を適用し、30年度末においては将来課税所得が出る前提で繰延税金資産（上記と同額）を計上致しました。

令和元年度は収支状況が悪化し課税所得がマイナスとなりました。又、年度末からのコロナウイルス感染拡大により医業収益の減少が今後、どの程度の期間で回復してくるのかが不透明であり、来期以降も課税所得を見込むことが難しく、繰延税金資産の回収可能性に議事が生じたことから、繰延税金資産を全額取り崩す会計処理を致しました。

ヒアリングにおいては、令和元年度では税効果会計を適用しないと回答致しましたが、これは誤りで、適用をやめたのではなく、税効果会計を適用しているが、業績悪化により繰延税金資産を認識しないこととし、全額取り崩す処理をした、というのが正しい回答となります。

この処理により、税引き前損益は▲460百万円に、法人税等調整額（繰延税金資産取崩額）を含め当期損失は▲656百万円となっております。

2020年10月8日

医療法人医仁会武田総合病院
経理部長 田中 一匡